

鳥獣害対策を実施する農家を支援します！

令和8年度 鳥羽市鳥獣害対策事業補助金の概要

市（農林水産課農林係）では、農業者等を対象に、鳥獣害防止に必要な電気柵、防護柵、防護網等の購入費補助を実施します。

1. 対象者

市内に住所を有する者で、所有又は耕作する市内の農地（家庭菜園を含む。）に電気柵、防護柵、防護網等（以下、「資材」とする。）を設置し、鳥獣被害を防止する者としてします。

2. 補助金の額及び補助対象経費

補助金の額は50,000円を上限とし、資材の購入額に2分の1を乗じた額のいずれか少ない額とします。補助金の対象となる経費は、資材の購入に係る経費とし、設置に係る工事費等は含まないものとします。

3. 申請方法

申請書（様式第1号）及び添付書類を農林係または各連絡所に提出してください。

記入にあたっては、記入例を参考にしてください。

<必要な添付書類>

- 位置図（設置する場所）
- 収支予算書
- 資材の見積書の写し

4. 申請の主な流れ（詳細な内容は農林係にご相談ください）

- ① 必要な資材の「見積書」を準備する。
- ② 「申請書及び添付書類」に必要事項を記入して農林係に提出する。
- ③ 農林係から「交付決定通知書」を受け取る（審査発行に数日要します）。
- ④ 資材を購入、設置する。
- ⑤ 「実績報告書」を農林係に提出する。
- ⑥ 審査後、交付請求を行い、受理後に申請者名義の口座に振り込みます。

5. 注意事項

- 資材を「購入する前」に申請する必要があります。購入後の申請は、対象外です。
- 申請書及び添付書類に不備がある場合は対象外です。
- 申請書受理後であっても申請内容に虚偽が判明した場合は、対象外となります。
- 申請は、当該年度あたり1回限りです。
- 最終申請受付は令和9年3月15日（月）。
- ※年度内に設置及び実績報告が完了可能なこと。
- 事業費の上限になり次第終了。

【事務担当】農林水産課 農林係
電話番号：0599-25-1231